

有効期間満了日 令和7年3月31日

熊備二第86号

令和2年3月4日

大規模災害発生時における初動態勢の更なる強化等について（通達）

平成30年7月豪雨等の発生を受け、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が平成30年12月に閣議決定され、我が国の災害に係る現状について、「気候変動等による気象の急激な変化や自然災害の頻発化・激甚化にさらされている。」との認識が示された。令和元年度においても豪雨や暴風による被害が続発し、台風第19号では、前年に引き続き2年連続で政府に非常災害対策本部が設置された。

県警では、大規模災害発生時において、迅速かつ的確な初動対応を実施するため「大規模災害発生時における初動態勢の強化等について（通達）」（平成31年3月15日付け熊備二第87号）に基づいて対応してきたところであるが、こうした自然の猛威に対しては、平時の備えはもとより、発災直後の態勢確立、被害規模の早期把握、人的被害に関連する情報の集約・整理、特別派遣に係る対応等、迅速・的確な初動対応がより一層求められるところである。

そこで、警察署災害警備本部を設置・運営する際、事態対処の指揮等に関する留意すべき事項について別紙のとおり取りまとめたので、平素における初動態勢の見直し、災害警備活動に関する指導・教養への活用等、適切な事前対策を推進して本県における事態対処能力の向上を図り、発災時における迅速かつ的確な対応に万全を期されたい。

なお、本通達の施行をもって、前記通達は廃止する。

災害警備本部等設置・運営時の留意事項

1 初動態勢の確立

(1) 熊本県警察本部災害警備本部との連絡体制の確保

- 警察署災害警備本部（以下「署本部」という。）設置時においては、熊本県警察本部災害警備本部（以下「県本部」という。）との連絡調整、報告等を専従で担当する職員を必要数確実に指定するとともに、県本部との連絡用として、専用の警察電話回線を一回線以上確保すること。
- 災害の被害規模を推定し得るような象徴的な事案（大規模な土石流、土砂崩れ、河川氾濫、爆発、橋梁崩壊等）については、情報源（誰からの通報なのか）を明らかにした上で即報すること。
また、「迅速な災害警備初動態勢の確立について（通達）」（平成30年4月25日付け熊備二第140号）により運用を開始した災害モニターについても、安全に十分配慮した上、情報交換による被害状況の早期把握に努めること。
- 特に、地震発生直後については、所属職員が直接体感した揺れの状況、停電、警察施設の損壊等を即報すること。
- 急性期における報告については、時間的制約があることを常に念頭に置いた上で対応に当たるとともに、警察措置や被害状況の推移については、継続的に把握・報告すること。

(2) 人的被害等に関する情報の一元管理及び報告

- 人的被害等に関する情報（以下「人的被害関連情報」という。）は、県本部の重要関心事項であることを認識すること。
- 人的被害関連情報は、人的被害を報告する担当者が責任をもって県本部に即報するとともに、署本部の中で共有を図ること。
- 人的被害関連情報は、様々な形で警察に寄せられることから、把握する各々の情報を署本部で確実に集約し、内容に応じて確実な整理・分類を行った上で一元的に管理する態勢を構築すること。また、安否等が確認されるまで精査・更新作業を継続的に実施すること。
- 特に救出救助や捜索が必要な者及び安否の確認が必要な者の情報については、事案ごとに精査し、「要捜索者」又は「要確認者」として分類すること。
- 警察が把握した人的被害関連情報は、可及的速やかに関係自治体へ共有し、関係機関が保有する情報（他機関から自治体に提供された情報ものを含む）と整理・突合・精査を図ること。なお、その際は、当該情報が報道機関又は第三者に漏洩することがないように配慮すること。

- 関係自治体に対して人的被害関連情報の一元的な集約・調整、整理・突合・精査、認定及び広報の権限が県にあること、警察は、情報の提供を含めた連携が義務であることを確実に認識させること。
 - 人的被害等の広報は、原則として県が行うこととなっていることから、警察において県との調整なく広報することがないよう、県本部との情報共有を徹底すること。
- (3) 110番等の通報件数の推移等に関する把握
- 110番等の通報件数、内容等は、被害規模を把握する上で重要な要素となることを認識すること。
 - 110番等の通報件数については、正確な数を把握できない場合であっても、発生直後から概数と通報内容の傾向を県本部へ報告すること。
 - 大規模な土砂崩れや河川の氾濫、停電による通信の途絶等により、連絡の取れない地域が存在する可能性にも留意すること。
- (4) 映像による被災状況等の実態把握
- 映像情報は、被害の現状を把握する上で非常に重要な要素となることを認識すること。
 - 高度警察情報通信基盤システム（PⅢ）やP S D端末、通信指令システム車載端末（カーロケータ）等の活用により映像を早期に収集するとともに、迅速な情報共有及び対応に努めること。
- (5) 自治体等との情報共有
- 自治体が設置する災害対策本部等へ派遣するリエゾンは、「情報の収集及び提供」、「自治体及び防災関係機関との各種調整・連絡」、「災害警備活動に関する意見具申」等、その業務の内容及び重要性を十分に理解した職員を複数指定し、関係機関に対してリエゾンを通じた関連情報の共有について積極的に働きかけること。なお、人選に当たっては、可能な限り警備課（係）員以外で、警部補以上の階級にある者を指定すること。
 - 自治体に派遣されたリエゾンは、自治体の相談窓口、消防団、町内会、避難所等を通じて把握された連絡の取れなくなった者等に関して積極的な情報収集を行い、遅滞なく署本部へ報告すること。
 - 災害対応を通じて入手した情報のうち、他の関係機関・団体の対処に資すると認められるものについては、住民のプライバシーと保護に配慮しつつ、警察活動に支障を生じない範囲内において、リエゾンから関係自治体に提供するなどして関係機関・団体等との共有を図ること。

2 部隊派遣関係

(1) 幹部による主体的判断

部隊派遣の必要性については、被害の規模及び拡大のおそれなどを勘案しつつ、

幹部が主体的かつ責任をもって遅滞なく判断するとともに、県本部に対して部隊の派遣要請を行うこと。

(2) 帯同警察職員の人選

部隊の派遣を要する規模の災害が発生又は発生するおそれがある場合は「熊本県警察災害警備実施要領の制定について（通達）」（平成29年3月6日付け熊備二第71号）に定める「指揮支援班」及び「現場広報隊」が、県本部から派遣される可能性があることから、同班・同隊に帯同させる警察署員の人選を行うこと。

(3) 部隊活動の記録等

警察が実施した救助結果については、対外的に公表することも想定して、救助の概要（救助者数、救助場所、救助方法等）についても確実に記録し、整理・報告すること。

3 災害警備活動の積極的な広報

(1) 現場活動広報

各種現場における警察活動の状況については、プライバシーの保護に留意しつつ現場写真等を撮影することに努め、撮影日時・場所等の確実な資料化措置を講じるとともに、広報への積極的な活用を検討すること。

(2) 報道関係者の部隊帯同

警察による救出救助活動や捜索活動の実施状況を即時に国民に周知するため、報道カメラマン等に同行取材を行わせるなど、救出救助活動等の現場における報道関係者の部隊帯同を積極的に検討するので、署本部への取材申し込みの際には県本部に報告すること。

部隊帯同に際しては、現場での活動には危険が伴うことから、報道関係者に対して安全の範囲内で行動することを説明し、事故防止に配慮すること。